

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000341 南相馬市超高速インターネット光ファイバケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市小高区小谷字搦手地内
	種類	委託
	概要	NTT所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	福島法人営業部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>超高速インターネット光ファイバ網は、南相馬市民に対し超高速インターネットサービスを提供することを目的として、市に代わってサービスの提供が可能な通信事業者に貸し出すために敷設したものであり、本市において超高速インターネットサービスを提供できる通信事業者は上記業者のみであることから、同業者と光ファイバ網に係る賃貸借契約及び保守業務委託契約を締結している。</p> <p>光ファイバケーブルの支障移転業務を行うためには、上記契約に基き市民に提供されている超高速インターネットサービスに影響を及ぼさないよう保守業務と一体として行う必要があることから、保守業務委託契約の締結業者である上記業者しか光ファイバケーブルの支障移転業務を行えないため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名〔 総務部 情報政策課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 4 2 南相馬市イントラネット光ファイバーケーブル支障移転業務委託
	履行場所	南相馬市原町区鶴谷地内
	種類	委託
	概要	N T T 所有の電柱に添架している市保有の光ケーブルの移転
相手方	名称	東日本電信電話株式会社 ビジネス&オフィス営業推進本部 福島法人営業部門
	代表者	福島法人営業部門長 吉宗 俊哉
	所在地	福島県福島市山下町5番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>イントラネット光ファイバケーブルの支障移転業務を行うためには、行政情報システムや住民情報システムといった業務に影響を及ぼさないようイントラネット保守業務と一体として行う必要があることから、保守業務委託契約の締結業者である上記業者しか光ファイバケーブルの支障移転業務を行えないため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
工事等担当課名 { 総務部 情報政策課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000350 社会保障・税番号制度システム改修業務委託（厚労省分）
	履行場所	情報政策課
	種類	業務委託
	概要	住民情報システムにおける、社会保障・税番号制度対応改修業務委託
相手方	名称	(株) 日立情報システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務は、平成28年1月より開始される社会保障・税番号制度に対応するために、本市で導入している住民情報システムを改修するものである。そのため、当該処理を適正に遂行できるのは、当該システムを開発し、システムの運用方法にも精通している上記業者しかないので、上記業者と随意契約とする。</p>	
工事等担当課名〔 総務部 情報政策課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 6 2 水稲作付奨励金支給等業務委託契約
	履行場所	農政課
	種類	業務委託
	概要	市内の全量生産出荷管理区域において、水稲作付に取り組む生産者に市が支給する「水稲作付奨励金」の支給に係る業務を委託する。
相手方	名称	そうま農業協同組合
	代表者	代表理事組合長 内藤 一
	所在地	南相馬市鹿島区横手字川原 1 8 5 番地 1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>市内の全量生産出荷管理区域において、水稲作付に関して水稲栽培管理計画に基づく営農計画書及び水稲管理日誌により実績を確認の上、水稲作付奨励金を支給する事業である。</p> <p>当該業務を遂行するために必要な水稲管理日誌の回収や、営農計画書の提出が可能な者は、生産者と一体となった水稲作付実施体制を持っているそうま農業協同組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [農政課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000369 南相馬市役所本庁舎トイレドア取替修繕
	履行場所	南相馬市役所本庁舎 1 階～4 階男子トイレ及び 1 階～3 階女子トイレ
	種類	業務委託
	概要	トイレドア取替 (W780mm×H2000mm×D40mm) 7ヶ所
相手方	名称	有限会社西内工務店
	代表者	代表取締役 西内 通
	所在地	南相馬市原町区雫字塔場下 2 5 4
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2 号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3 号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4 号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9 号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本庁舎のトイレについては、設備の老朽化が顕著になっており、来庁者への快適な環境整備が必要であるため平成 26 年 12 月 18 日にトイレ修繕の入札を実施したが不調となった。</p> <p>現在、当市内における設備の修繕に対応できる業者の人手が足りないことや、来庁者への安全確保等の観点から閉庁時に短期間で修繕を行うことが必須であることから、「南相馬市役所本庁舎トイレ内手洗い場化粧パネル貼り修繕（平成 26 年 12 月 19 日契約）」を受注した上記業者と随意契約することとする。</p>	
工事等担当課名 [財政課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000374 南相馬市農林水産物PRポスター作成業務委託
	履行場所	南相馬市経済部農政課
	種類	業務委託
	概要	本市農林水産物等の安全性に関する消費者の理解を広げることにより、風評被害の払拭を図り、その販売・消費の拡大に資することを目的として、市内外のスーパーマーケット等で掲示するためのポスターを作成する。
相手方	名称	新日本法規出版株式会社 仙台支社
	代表者	支社長 石垣 昌夫
	所在地	宮城県仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託の受託業者の選定について、公募型プロポーザル方法により業者を決定することとした。</p> <p>プロポーザル審査会を平成27年1月23日に開催し、企画提案書について審査要領に基づき審査を実施し、上記業者を委託業者候補者として決定した。</p> <p>企画提案書及び審査結果等については、別添のとおり</p>	
工事等担当課名〔農政課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 8 2 南相馬市消防・防災センター防災展示物整備業務委託
	履行場所	南相馬市役所
	種類	委託
	概要	南相馬市消防・防災センター整備事業における、防災センター機能の充実を図る為の展示品等の設計、作成、設置などの業務。
相手方	名称	(株)永山建築設計事務所
	代表者	代表取締役 平子 恵俊
	所在地	福島県いわき市内郷御台境町鶴巻75-7
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、南相馬市消防・防災センター整備事業において、防災センター機能の充実を行うものであるが、基本計画及び基本設計における防災センターとしてのコンセプトに基づいた整備を行うには、対象施設の設計業者がコンセプトや、それに基づく設計内容を熟知しており、より効率的な整備を行うことができることから、上記事業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [復興企画部 危機管理課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。